

<制度設計に当たって考慮すべきポイント>

- 子どもの健やかな育成の観点から一定のサービスの質を担保すること
- 子育て家庭の支援ニーズに対応して、現金給付と現物給付を適切に組み合わせ、きめ細かな対応を図ること
- 事業主の取組と地方公共団体の取組を連結し、切れ目のない一体的な支援を実現すること
- 現在の子育てをめぐる状況下では現金給付より現物給付の方が緊急性が高く、また、実施や普及に時間がかかることを考慮すること
- 国が示す基本的な考え方の下、地方公共団体が地域の実情に応じて責任を持って事業を展開できるよう配慮すること
- 子育ての当事者をはじめとする多様な主体の参画、行政とこれらの主体の協働を図ること
- 関連する諸制度（税制等）との関係も総合的に考慮すること
- 虐待を受けた子どもなど特別な支援を要する子どもや家庭に対する配慮を包含すること

（重点戦略が示した課題②：先行して実施すべき課題）

重点戦略は、包括的な次世代育成支援を図る制度設計の検討とともに、2009（平成21）年度までの現行の「子ども・子育て応援プラン」及び地方公共団体の次世代育成支援のための行動計画の見直しも視野に入れ、

- ・一定の質の確保された保育サービスの量的な拡大を可能にする提供手段の多様化のための家庭的保育の制度化
- ・一時預かり事業や地域子育て支援事業の法律的な位置づけの明確化
- ・地方公共団体や事業主が策定する次世代育成支援のための行動計画に基づく取組の推進のための制度的な対応
- ・家庭的養護の充実や社会的養護体制の計画的整備など社会的養護体制の充実などの課題について、2008（平成20）年度において先行して実施すべきであるとしている。

5 利用者の視点に立った点検・評価とその反映

（利用者の視点に立った点検・評価の在り方）

これまでの少子化対策の評価は、施策が計画どおり進捗しているかどうかを把握することが中心であり、利用者の視点に立脚した恒常的かつ持続的な点検・評価は行われてこなかった。少子化対策の推進の実効性を担保するためには、以下の6つの視点に着目した点検・評価を行うことが重要である。

①結婚や出産・子育てに対する希望の実現度

妊娠・出産後の継続就業率を政策目標に関わる指標として導入するなど、結婚や出産・子育ての各ステージにおいて国民の希望がどの程度実現したかという点に着目した点検・評価

②利用者の多様性

利用者の多様性といった観点も考慮に入れ、幅広い層の利用者の声を聞くよう努めるなど、利用者の多様性に即したきめ細かな点検・評価

③地域差

地域によるニーズの違いを前提にしつつ、利用者がそれぞれの生活圏で真に必要なサービスを受けられているかどうかという視点に立った点検・評価

④ 支援策相互の連携

利用者が出産、子育て、あるいは子どもの成長の各ステージに応じて各支援策のメニューに容易にアクセスでき、これらを切れ目なく選択することができているといった点に着目した点検・評価

⑤ 質と量の評価

サービスの量が確保されているかはもちろんサービスの質が十分に確保されているかという点にも着目した点検・評価

⑥ 支援策の周知と利用しやすさ

支援策の存在が十分に知られているか、利用者が気軽に利用できる状態になっているか等、制度の運用面に着目した点検・評価

(利用者の視点に立った点検・評価の導入に向けて)

利用者の視点に立った点検・評価の導入に向け、

- ① 結婚や出生行動に影響を及ぼしていると考えられる要素（経済的基盤、継続就業見通し、夫婦間の家事・育児分担等）に各種施策を対応させて施策体系を整理するとともに、現行プランの見直しに向け利用者の視点に立った新たな指標を導入すること
- ② 既存統計の改善・工夫、利用者意向調査等の実施等、点検・評価手法の充実

を図るとともに、これを実際の施策の改善につなげていくために、プランの目標を設定する段階から利用者の視点に立った指標等を盛り込み、定期的にこれらに基づいた点検・評価を実施し、その結果を毎年度の予算編成や事業実施、中期的なプランの策定という一連の過程に反映させる、PDCAサイクルを定着させること

が重要である。

また、利用者の視点に立った点検・評価の導入は、実施可能なものから着手し、より良い方法へ漸進させていくという柔軟な姿勢が必要であり、フォローアップを行うことが必要である。

(支援策が十分に効果を発揮するための国民の理解と意識改革)

次世代育成支援に係る施策の必要性やその効果について、一般に、また、施策の対象となる子育て世代においてさえも疑問視する声がある。各種の施策の効果的な展開に努めるとともに、将来に向けた「未来への投資」としての施策の必要性と有効性について、十分に国民に説明し、理解の浸透を図ることが必要である。

さらに、各種施策が効果を発揮するには、施策の着実な実施とあわせて、生命を次代に伝え育んでいくことや、家族の大切さ、家族を支える地域の力が、これから子どもを生み育てていく若い世代や子どもたち自身に受け継がれ、自然に子育ての喜びや大切さを感じることができるよう、社会全体の意識改革のための国民運動を展開していく必要がある⁹。

9 内閣府では、2007（平成19）年度から、「家族・地域のきずなを再生する国民運動」として、11月の第3日曜日を「家族の日」、その前後各1週間を「家族の週間」とすることとし、地方公共団体や民間の関係団体、有識者等と政府が連携・協力し、家族・地域のきずなの重要性を呼びかけるための行事の開催や広報・啓発に取り組んでいる。

第1-2-22図 包括的な次世代育成支援の枠組みの構築等

